

令和3年度 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）  
「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班  
分担研究報告書

受動喫煙防止の法規制による自治体の受動喫煙対策へのインパクト評価

研究分担者 姜 英 産業医科大学 産業生態科学研究所 講師

研究要旨：

本研究では、改正健康増進法の施行前後の敷地内禁煙の導入の実態、その効果及び継続効果を評価することを目的に、159自治体について調査を行った。その結果、改正健康増進法の施行後はすべて建物内全面禁煙となった。また、特定屋外喫煙所を設けない敷地内全面禁煙を実施した自治体が法改正前の13.8%から35.8%に増加したが、2021年度末で37.7%にとどまった。11団体の14箇所の特定屋外喫煙場所は、新型コロナウイルスの影響で一時的に閉鎖されたが、1箇所は再開し、10箇所は今後再開する予定であった。また、議会棟・フロアについては、喫煙専用室が設置可能な第二種施設と分類されたこともあり、議会棟・フロアを敷地内全面禁煙または建物内全面禁煙とした自治体の割合も82.4%にとどまった。タバコを販売する割合は、特定屋外喫煙場所を残している自治体（70.7%）が敷地内全面禁煙の自治体（41.7%）より有意に高いことが分かった（P<0.001）。

改正健康増進法の施行により、自治体の敷地内・建物内全面禁煙を促進する効果があったことが認められた。今後、更なる効果を得られるため、議会部分を含め、特定屋外喫煙場所を残さない「敷地内全面禁煙」を施行する健康増進法の再改正が必要である。

A. 研究目的

わが国では2003年に施行された健康増進法により学校、病院、官公庁、公共施設、公共交通機関を中心に屋内の禁煙化が進みつつあるが、罰則規定のない努力義務であるため、いずれの分野も屋内が完全に禁煙化されてはいなかった。2010年2月25日に厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）と2012年10月29日「受動喫煙防止対策の徹底について」が発出され、「少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙とすべきである」ことが示された。そのため、地方自治体では建物内の既存の喫煙室を廃止して「建物

内全面禁煙」を実施し、公用車を禁煙化するなどの団体が増えるなど、一定の効果が発生していることを先行研究において確認した。しかし、2017年度末までに主要な121自治体のうち「建物内全面禁煙」を実施していたのは72団体（59.5%）にとどまっていた。

2018年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2019年1月24日に屋外における受動喫煙の配慮義務、同年7月1日より「多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等」として、「第一種施設（学校、病院、児童福祉施設等、国及び地方公共団体の行政機

関の庁舎)」では「敷地内禁煙」とされた。そのため、すべての自治体の 100%の行政機関の庁舎（以下、一般庁舎）が「建物内全面禁煙」となり、一部の団体では議会部分と屋外でも喫煙を禁止する「敷地内全面禁煙」が実施された。

本研究は健康増進法の改正による自治体の「建物内全面禁煙」「敷地内全面禁煙」の状況を調査し、その効果を評価することを目的とした。

## B. 研究方法

先行研究に引き続き、主要な 121 地方自治体（47 都道府県庁、46 道府県庁所在市、23 東京特別区、5 政令市\*）に 38 中核市（候補市を含む）を加えて、合計 159 自治体に調査票を郵送し、

- 建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
- 警察本部（都道府県）と消防局（都道府県を除く）の建物内・敷地内全面禁煙の実施状況
- 特定屋外喫煙場所を設置している場合、コロナの影響で閉鎖している状況及び今後再開する予定の有無
- 勤務時間内の喫煙制限の実施状況
- 本庁舎内でタバコの販売状況と今後販売中止の予定の有無
- 職員の喫煙率（男女別と全職員）

について先行研究から 14 回目となる調査を行った。

\*道府県庁所在市 15 政令市を除く 5 政令市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）

（倫理面への配慮）

本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

## C. 研究結果

全国の主要な地方自治体 159 団体の一般庁舎は改正健康増進法の実施によってすべて「建物内全面禁煙」となった（資料）。さらに、特定屋外喫煙場所を設置しない「敷地内全面禁煙」を実施した自治体は法改正前 2018 年度末の計 22 団体（13.8%）から、2019 年度末に 57 団体（35.8%）に増加した後（図 1）、2021 年度末に 60 団体（37.7%）に増加した。「建物内全面禁煙」で特定屋外喫煙場所を残している 99 自治体（全体の 62.3%）のうち「敷地内全面禁煙を検討中」と回答したのはわずか 4 団体（4.0%）であった。

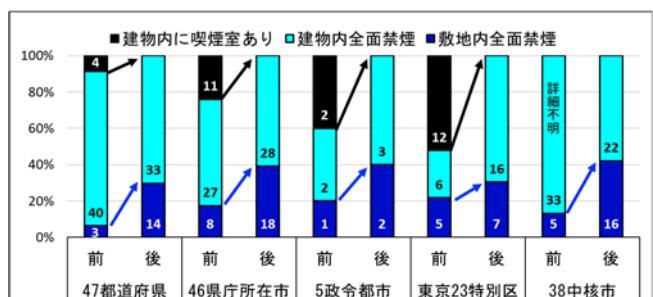


図 1. 改正健康増進法が施行された前後の受動喫煙対策状況の変化（第一種施設）

2021 年度で 11 団体の 14 箇所の特定屋外喫煙場所は新型コロナウイルス対策のために閉鎖され、そのうち、3 箇所は今後再開する予定がなく、永久閉鎖された。

一方、議会棟・フロアは、56 団体（35.2%）が「敷地内全面禁煙」、75 団体（47.2%）が「建物内全面禁煙」、28 団体（17.6%）が「建物内に喫煙場所を残す」であり、特に都道府県において、前年度と同様で 19 団体（40.4%）は建物内に喫煙場所を設置しており、議会の禁煙化は一般庁舎に比べてまだ遅れていることが分かった。

都道府県の警察本部は、28 団体 (59.6%) は「敷地内全面禁煙」、19 団体 (40.4%) は「建物内全面禁煙」であった。市の消防局は、前年度と同様で 29 団体 (33.0%) は「敷地内全面禁煙」を実施しており、59 団体 (67.0%) は「建物内全面禁煙」であった。警察本部の敷地内禁煙は進んでいる一方、消防局の対策が遅れていることが分かった。

159 自治体のうち、一般庁舎でタバコの販売を行っていない自治体は 64 団体 (40.3%)、売店、コンビニ、自動販売機などで販売を行っている自治体は 95 団体 (59.7%) であった。

販売を行っている 95 自治体のうち、今後タバコの販売の中止予定について、「中止決定」1 団体 (1.1%)、「検討中」2 団体 (2.1%)、「未検討」42 団体 (44.2%)、「販売継続」6 団体 (6.3%)、「管理権限なし」44 団体 (46.3%) であった。

敷地内全面禁煙 60 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 25 団体 (41.7%) に対して、建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所あり）99 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 70 団体 (70.7%) で、統計的に有意に高く ( $P<0.001$ )、特定屋外喫煙場所を残している自治体はタバコを販売する割合が高いことが分かった（表）。

禁煙実施状況	タバコの販売		計
	あり	なし	
敷地内全面禁煙	25 (41.7%)	35 (58.3%)	60
建物内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり)	70 (70.7%)	29 (29.3%)	99
計	95 (59.7%)	64 (40.3%)	159

#### D. 考察

先行研究で 2017 年度末までに「建物内全面禁煙」を実施していたのは 72 団体 (59.5%) であったが、2019 年 7 月に改正健康増進法が施行されたことで 100% が「建物内全面禁煙」を実施した。さらに、「敷地内全面禁煙」を実施した自治体は、2018 年の 22

団体 (13.8%) から 57 団体 (33.9%) に増加し、健康増進法の改正の効果が見られたが、その後の 2 年間で大きな変化が見られなかった。

また新型コロナウイルスの影響で、喫煙場所は 3 密（屋外喫煙場所は 2 密）であるため、一時的に閉鎖している自治体もあった。ただし、ほとんどは今後再開する予定であった。現在閉鎖している喫煙場所はこのまま再開せずに永久閉鎖されることを推奨する。

議会棟・フロアの禁煙化が一般庁舎に比べて遅れている理由は、国会や地方議会を喫煙専用室の設置が可能な第二種施設として分類されたためである。現在はまだ 28 団体 (17.6%) が建物内に喫煙場所を残しているため、受動喫煙対策として不十分である。

敷地内全面禁煙を実施・決定した後、近隣の公園やコンビニエンスストアなどの商業施設等で喫煙することが問題となり、屋外や屋上に喫煙場所を設置（逆行）した自治体が発生した。このような事態を回避するためには、「敷地内全面禁煙」を実施する前に職員の禁煙外来を受診させること、敷地周囲での喫煙を予め禁止しておくなどのルールづくりが必要であると考えられた。

#### E. 結論

改正健康増進法の施行により、自治体の敷地内・建物内全面禁煙を促進する効果があったことが認められたが、その後の 2 年間で大きな進捗は見られなかった。今後、議会棟・フロアを含め、特定屋外喫煙場所を残さない「敷地内全面禁煙」を実施する健康増進法の再改正が必要である。

#### F. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）  
なし

#### 2. 学会発表

1) 姜英. 屋外、屋内の喫煙所はどう変わったか？

～改正健康増進法の全面施行と新型コロナウイルスによる変化～. 第 31 回日本疫学会学術総会.  
2021 年 1 月. オンライン開催

2) 姜英. 改正健康増進法による地方公共団体の建物内・敷地内禁煙化. 第 80 回日本公衆衛生学会総会. 2021 年 12 月. 東京都

### 3. その他

1) 大和 浩、姜 英. リフレット「自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料～改正健康増進法の全面施行の効果～」. 2022 年 3 月.

### G. 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。

# 資料

令和3(2021)年度

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）

受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究(19FA1005)

## 自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料 ～改正健康増進法の全面施行の効果～



熊本市の一般庁舎(議会を含む)敷地内全面禁煙のお知らせ(2019年7月より)

### 【内容】

改正健康増進法全面施行の効果－全国自治体の禁煙実施状況の変化	1
資料1：都道府県庁の建物内禁煙の経時変化、平成19(2007)～令和3(2021)年度	6
資料2：都道府県庁、道府県庁所在市、23特別区、政令市、中核市（候補市を含む）の禁煙状況	7
資料3：福島県、福島市、山形市、東京都三鷹市、清瀬市、静岡県袋井市、 広島県東広島市、大阪府寝屋川市、豊中市、奈良広陵町の受動喫煙防止条例	11

令和4年(2022)年3月10日作成

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究所

教授：大和 浩 講師：姜 英

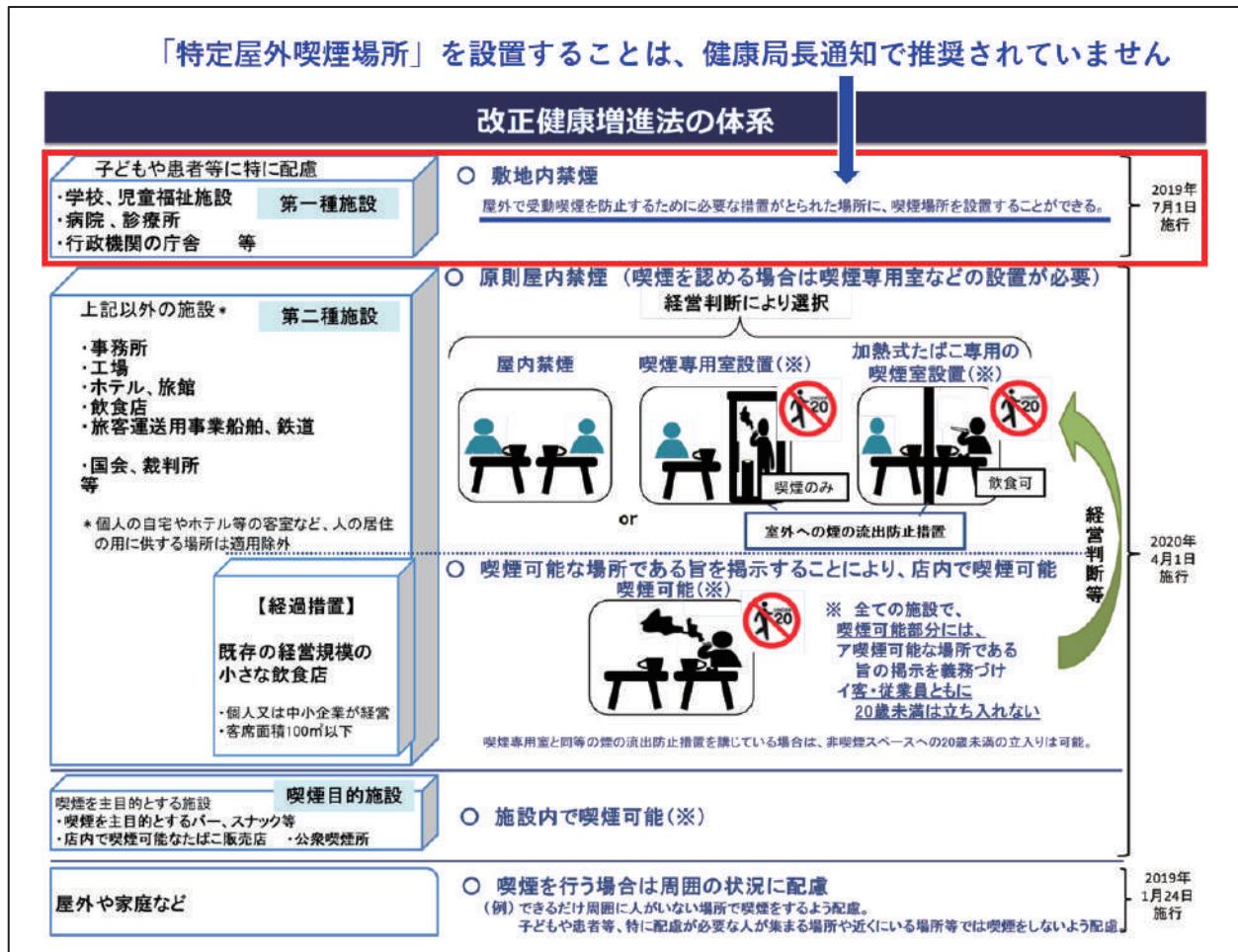
## 改正健康増進法全面施行の効果－全国自治体の禁煙実施状況の変化

2018年7月に公布された健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正健康増進法）が、

- ①2019年1月に屋外と家庭などにおける配慮
  - ②2019年7月に第一種施設（学校・病院・行政機関等）における敷地内禁煙
  - ③2020年4月に第二種施設（上記以外の施設）における原則屋内禁煙

の三段階に分けて全面施行された（図1）<sup>1)</sup>。

義務違反には、指導、勧告、命令、公表、罰則（過料）の対象となる。



\*青文字、赤枠を追加

図1. 改正健康増進法の体系（厚生労働省HP「健康・医療「受動喫煙対策」より）

改正法の施行に関し、平成 31(2019)年 2 月 22 日、厚生労働省健康局長通知として「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について（受動喫煙対策）」が発出されました<sup>2)</sup>。

第一種施設の特定屋外喫煙場所については、図 2 のように記載されています。

## 2 特定屋外喫煙場所（新法第 28 条第 13 号関係）

- (1) 新法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第 15 条関係）
- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。  
「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。
  - ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。  
当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添 3）をお示ししているので御活用いただきたい。
  - ③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。  
「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。
- (2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置するがないようにするといった配慮をすることが望ましい。
- (3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

図 2. 第一種施設における特定屋外喫煙場所

改正健康増進法で屋内に喫煙室を残すことは禁止されたため、159 自治体の一般庁舎の屋内喫煙室（黒い部分）はゼロになり、法律で定められたとおりに敷地内全面禁煙を実施したのは 22 団体（13.8%）から 57 団体（35.8%）に増えました。その一方で、102 団体（64.2%）の一般庁舎に特定屋外喫煙場所を設置していることが分かりました（図 3）。

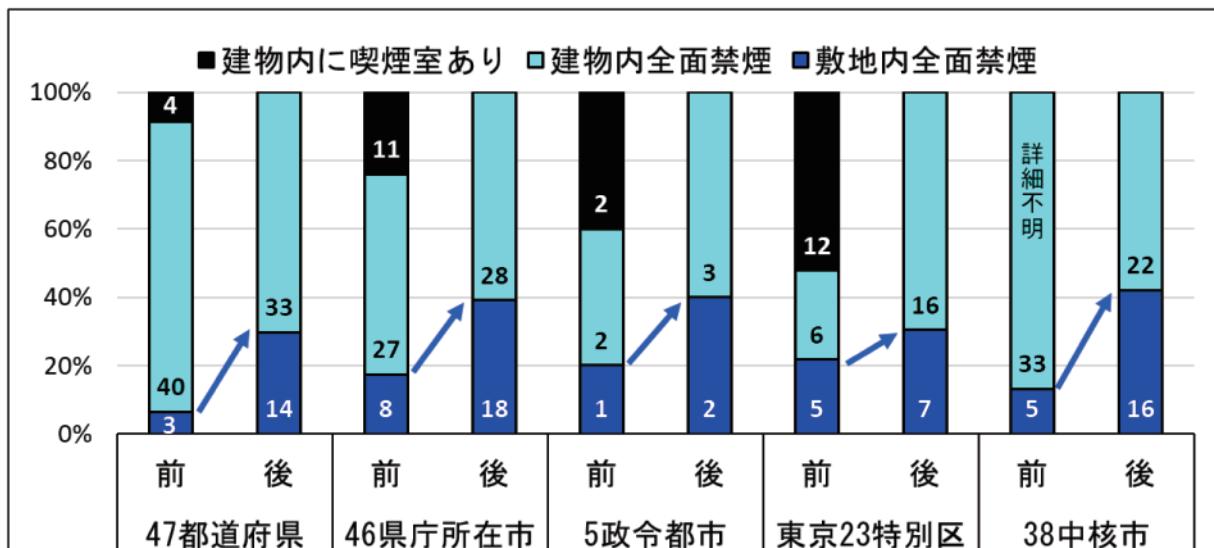


図 3. 改正健康増進法が施行された前後の受動喫煙対策状況の変化（第一種施設）

2021年度の一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況を図4にまとめました（資料2より）。議会棟・フロアは第二種施設と考えている団体の建物内に喫煙場所が残っていること（17.6%）、警察本部の敷地内禁煙は進んでいる一方、消防局の対策が遅れていることが分かりました。

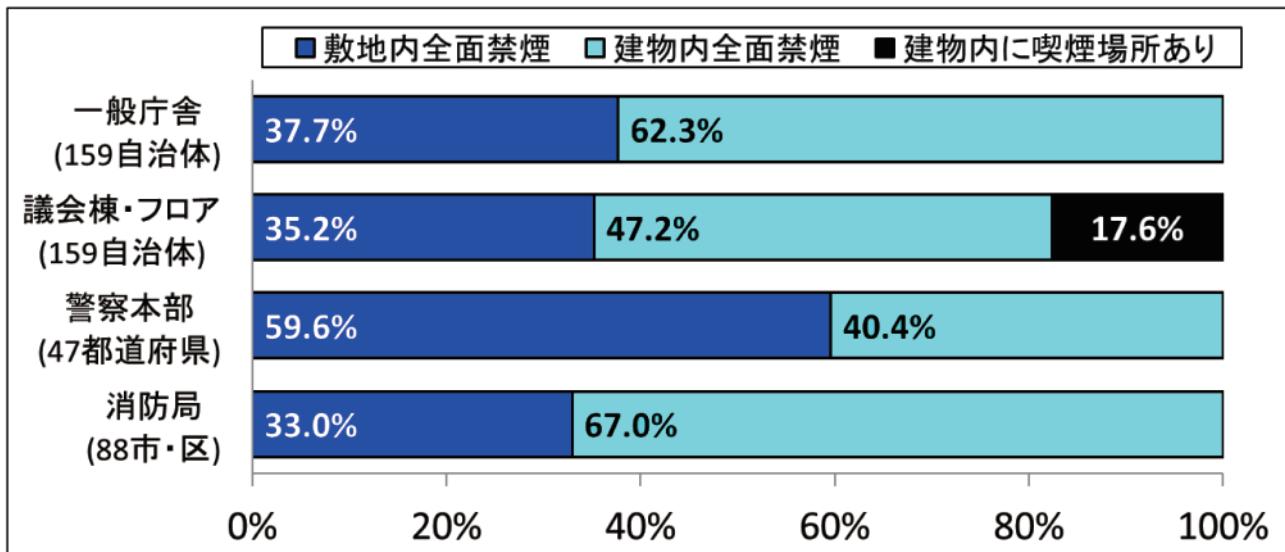


図4. 2021年度一般庁舎、議会棟・フロア、警察本部、消防局の禁煙実施状況

仮に、特定屋外喫煙場所を設置した場合、その場所を中心として少なくとも半径25メートルで受動喫煙が発生するため、子どもや妊婦、過敏症の患者さん達も利用する自治体の敷地内に喫煙場所を残すことは不適切です<sup>3)</sup>。

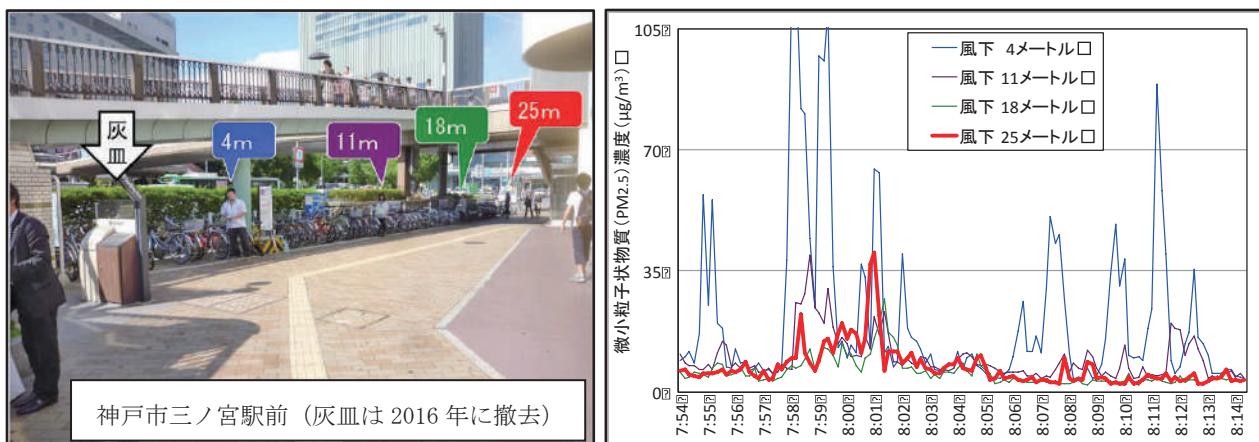


図5. 屋外喫煙場所の風下で発生する「望まない受動喫煙」

喫煙で発生する微小粒子状物質（PM2.5）濃度（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）で評価した

屋外の開放式喫煙場所であったとしても、そこを清掃する場合には作業者に職業的な受動喫煙が発生します（図 6-左）。議会棟・フロアの屋内に喫煙室を残した場合、さらに高い濃度の受動喫煙が発生します。そのため、一般職場における対策について発出された「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令和元年 7 月 1 日 基発 0701 第 1 号）」では、清掃業者の保護についても記載しています（図 6-右）。実際、長崎県諫早市では、清掃業者の受動喫煙が問題となり、議会の喫煙室が撤去されました。

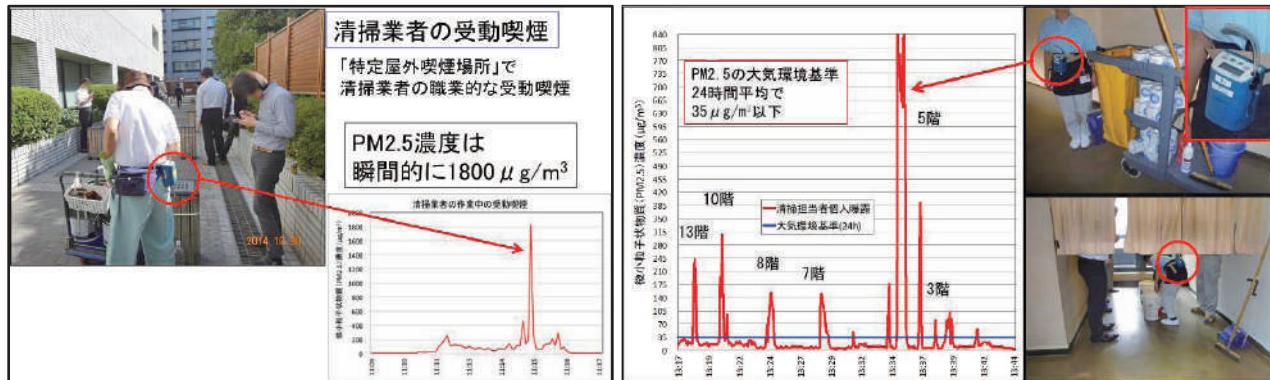


図 6. 屋外（左）と屋内（右）の喫煙場所を清掃する労働者のばく露グラフと写真

2021 年度は、一般庁舎におけるタバコの販売状況、販売の管理者、および、今後販売中止の予定の有無について追加調査をしました（資料 2）。

159 自治体のうち、一般庁舎でタバコの販売を行っていない自治体は 64 団体（40.3%）、売店、コンビニ、自動販売機などで販売を行っている自治体は 95 団体（59.7%）でした。

販売を行っている 95 自治体のうち、今後タバコの販売の中止予定について、「中止決定」1 団体（1.1%）、「検討中」2 団体（2.1%）、「未検討」42 団体（44.2%）、「販売継続」6 団体（6.3%）、「管理権限なし」44 団体（46.3%）でした。

敷地内全面禁煙 60 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 25 団体（41.7%）に対して、建物内全面禁煙（特定屋外喫煙場所あり）99 団体のうち、タバコの販売を行っている自治体は 70 団体（70.7%）で、統計的に有意に高く（ $P < 0.001$ ）、特定屋外喫煙場所を残している自治体はタバコを販売する割合が高いことが分かりました。

表 1. 159 自治体の敷地内禁煙の実施状況と一般庁舎のタバコの販売状況（2021 年度）

禁煙実施状況	タバコの販売		計
	あり	なし	
敷地内全面禁煙	25 (41.7%)	35 (58.3%)	60
建物内禁煙 (特定屋外喫煙場所あり)	70 (70.7%)	29 (29.3%)	99
計	95 (59.7%)	64 (40.3%)	159



図 7. 某自治体の一般庁舎の売店  
(2019 年 8 月時点)

改正健康増進法では、「屋外や家庭など」は喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮することが義務とされています。また、基本的な考え方2では、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」とされています。実社会で問題となるのは子ども達の通学路と自宅です。

図8は、ある小学校の前の道路を、朝の通勤時間帯に粉じん計とカメラの時計を一致させて往復し、タバコの臭いがした方向を撮影した結果です。通学路での歩きタバコと路肩での喫煙を禁止しない限り、子ども達の「望まない受動喫煙」を防止することはできません。調布市のように、学校に隣接する路上をはじめ、市内の駅前広場やその周辺の路上、さらに公園も禁煙とする条例を施行することが望まれます。



図8. 小学生の通学路、歩きタバコによる受動喫煙  
粉じん計とカメラの時計をシンクロ、臭いがした方向を撮影

さらに、隣家からの「望まない受動喫煙」は社会問題となっています。集合住宅のベランダで燃焼するタバコから発生した微小粒子状物質(PM2.5)を、上のフロアと同じフロアの隣家のベランダと室内で同時に測定した実験結果を示します。PM2.5は、それぞれのベランダに拡散し、開いた窓から室内に流入し、「望まない受動喫煙」が発生することが認められました<sup>4)</sup>。



図9. 集合住宅のベランダ喫煙による受動喫煙

#### 資料1. 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化(2022年3月1日時点)

望ましい変化	未検討 → 検討中 → 禁煙化決定 → 建物内禁煙 → 敷地内禁煙 → (条件付き)	敷地内全面禁煙
望ましくない変化	未検討 → 検討中 → 喫煙場所を残す	

青文字:昨年度より数が減少した  
赤文字:昨年度より数が増加した

## 資料2-①. 都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

\*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況		敷地内全面禁煙の検討		タバコの販売		禁煙実施状況		喫煙場所		禁煙実施状況	
敷地内全面禁煙(決定)	14都道府県	敷地内全面禁煙(決定)	14都道府県	勤務中の喫煙	販売場所 販売中止予定	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)
建物内全面禁煙	33都道府県	建物内全面禁煙	33都道府県	勤務時間中禁煙	なし	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙
建物内全面禁煙化決定		建物内全面禁煙化決定		禁煙化決定	中止決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定
検討中				敷地内全面禁煙検討中	自家・節度	検討中	検討中	喫煙室	喫煙室	検討中	検討中
未検討				敷地内全面禁煙未検討	規定なし	自動販売機	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討
喫煙場所を残す		屋外喫煙場所設置		管理権限なし	喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店	喫煙場所を残す	管理権限なし	管理権限なし	管理権限なし	管理権限なし

△	都道府県庁:一般庁舎		勤務中の喫煙禁止	タバコの販売		議会棟・フロア		警察本部の現状	
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)		販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所		
	敷地内全面禁煙	敷地内全面禁煙		管理権限なし	建物内全面禁煙(敷地内全面禁煙検討中)	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙		
北海道	敷地内全面禁煙 2020.6.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.6.	売店 コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙(敷地内全面禁煙検討中)	建物内全面禁煙	2019.4.
青森県	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自家・節度ある喫煙 2019.7.	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙	2019.5.
岩手県	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自家・節度ある喫煙 2020.7.	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙	2019.4.
宮城県	建物内全面禁煙 2010.7.	屋上1 近隣所有地喫煙室・喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.7.	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2020.4.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.
秋田県	敷地内全面禁煙 2018.10.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.10.		なし	敷地内全面禁煙 2018.10.	建物内全面禁煙	2018.10.
山形県	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.		なし	建物内全面禁煙 2015.4.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.7.
福島県	建物内全面禁煙 2018.9.	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2010.4.	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共に屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.
茨城県	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2015.11.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.4.
栃木県	建物内全面禁煙 2009.7.	テラス・ペランダ1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.5.	コンビニ	未検討	喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.3.
群馬県	建物内全面禁煙 2019.6.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.3.	売店	未検討	建物内全面禁煙 2020.4.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.
埼玉県	建物内全面禁煙 2004.4.	屋上1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2016.12.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.7.
千葉県	敷地内全面禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙	自家・節度ある喫煙	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2020.4.
東京都	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.4.	コンビニ	管理権限なし	敷地内全面禁煙 2018.4.	建物内全面禁煙	2019.7.
神奈川県	建物内全面禁煙 2005.4.	入口外近傍喫煙コーナー-廻止 喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2008.12.		なし	喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.6. (敷地内全面禁煙検討中(2019年6月))
新潟県	建物内全面禁煙 2019.6.	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.7.	売店 自動販売機	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.8.	建物内全面禁煙	2019.6.
富山県	建物内全面禁煙 2008.11.	屋上1 (コロナの影響で一時的閉鎖後屋上1)	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2008.11.	売店	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.7.
石川県	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.7.		なし	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.4.
福井県	敷地内全面禁煙 2018.6. (平日8:30~12:00)	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2015.6.	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙	2019.7.
山梨県	建物内全面禁煙 2005.5.	喫煙室1 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2007.5.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2005.5.
長野県	建物内全面禁煙 2003.9. (コロナの影響で一時的閉鎖) 屋上1	喫煙室1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙	売店	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.4.
岐阜県	敷地内全面禁煙決定 2023.4.	隣接しない喫煙コーナー1 (コロナの影響で一時的閉鎖後再開)	敷地内全面禁煙決定	規定なし	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙決定 2023.	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.4.
静岡県	建物内全面禁煙 2018.4.	屋上2 近隣所有地喫煙室・喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	規定なし		なし	建物内全面禁煙 2018.4.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2018.4.
愛知県	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー2 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	未検討	喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 (2019年4月に敷地内全面禁煙後、2020年2月に屋外喫煙場所再設置)
三重県	建物内全面禁煙 2016.4.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.7.
滋賀県	敷地内全面禁煙 2019.5.	なし	敷地内全面禁煙	自家・節度ある喫煙 2012.2.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2019.5.	建物内全面禁煙 (2019年7月に敷地内全面禁煙後、2020年3月に屋外喫煙場所再設置)	建物内全面禁煙 (2019年7月に敷地内全面禁煙後、2020年10月に屋外喫煙場所再設置)
京都府	建物内全面禁煙 2008.10.	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2008.6.		なし	建物内全面禁煙 2013.8.	本庁舎と共に屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 (2019年7月に敷地内全面禁煙後、2020年10月に屋外喫煙場所再設置)
大阪府	敷地内全面禁煙 2008.5.	なし (隣の管理地に屋外喫煙スペース2)	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2008.5.		なし	敷地内全面禁煙 2008.5.		敷地内全面禁煙 2019.4.
兵庫県	建物内全面禁煙 2007.4.	入口外近傍喫煙コーナー2 (コロナの影響で一時的閉鎖) テラス・ペランダ6	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2007.4.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.7.
奈良県	建物内全面禁煙 2010.9.	隣接しない喫煙コーナー2	敷地内全面禁煙検討中	自家・節度ある喫煙	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2010.8.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.7.
和歌山県	建物内全面禁煙 2011.7.	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし		なし	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.7.
鳥取県	建物内全面禁煙 2012.1.	喫煙室1 (コロナの影響で一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.7.		なし	建物内全面禁煙 2012.1.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.1.
島根県	建物内全面禁煙 2011.4.	隣接しない喫煙コーナー1 屋上3	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	未検討	建物内全面禁煙	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.7.
岡山県	建物内全面禁煙 2010.9.	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2011.4.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.7.
広島県	建物内全面禁煙 2011.10.	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2012.7.		なし	喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.7.
山口県	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー1廻止	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.8. (再徹底)	売店	未検討	建物内全面禁煙 2018.10.	本庁舎と共に屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.7.
徳島県	建物内全面禁煙 2011.4.	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 2011.7.
香川県	建物内全面禁煙 2010.7.	隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ペランダ1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2020.7.	売店 自動販売機	未検討	建物内全面禁煙 2020.4.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.4.
愛媛県	建物内全面禁煙 2011.4.	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店 自動販売機	未検討	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.4.
高知県	建物内全面禁煙 2005.11.	屋上1	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2005.10.	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2020.4.	議会専用屋外喫煙場所	敷地内全面禁煙 2019.10.
福岡県	建物内全面禁煙 2011.4.	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2003.5.	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を残す	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.
佐賀県	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	コンビニ	未検討	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.7.
長崎県	建物内全面禁煙 2018.1.	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 2018.2.
熊本県	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1 (コロナの影響で一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.8.	コンビニ	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.7.
大分県	建物内全面禁煙 2018.4.	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	建物内禁煙 2019.7.		敷地内全面禁煙 2019.7.
宮崎県	建物内全面禁煙 2019.4.	屋上3	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店 コンビニ	未検討	喫煙場所を残す	喫煙室	敷地内全面禁煙 2019.7.
鹿児島県	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自家・節度ある喫煙 2019.7.	売店	管理権限なし	喫煙場所を残す	議員・会派控室	敷地内全面禁煙 2019.7.
沖縄県	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自家・節度ある喫煙 2015.12.		なし	建物内全面禁煙 2008.4.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.4.

青文字:昨年度より数が減少した  
赤文字:昨年度より数が増加した

## 資料2-②. 県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

\*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況		敷地内全面禁煙の検討		タバコの販売		禁煙実施状況		喫煙場所		禁煙実施状況	
敷地内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙	勤務時間中禁煙	なし	販売場所	販売中止予定	敷地内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	敷地内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙
建物内全面禁煙	建物内全面禁煙化決定	禁煙決定	中止決定	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙化決定	会派控え室のみ	建物内全面禁煙化決定	喫煙室	喫煙室	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙
検討中	未検討	敷地内全面禁煙検討中	自肃・節度	売店/コンビニ	検討中	検討中	喫煙室	喫煙室	喫煙室	検討中	検討中
未検討	喫煙場所を残す	敷地内全面禁煙未検討	規定なし	自動販売機	未検討	未検討	喫煙コーナー	喫煙コーナー	未検討	未検討	未検討
		屋外喫煙場所設置	喫煙場所を残す	販売継続	喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店	喫煙場所を残す	管理権限なし	管理権限なし	管理権限なし	管理権限なし

△	問1		問2		問3		問4		問5		問6		
	県庁所在市:一般庁舎		禁煙実施状況		喫煙場所(屋外)		勤務中の喫煙		タバコの販売		議会棟・フロア		消防局の現状
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)	敷地内全面禁煙の検討	販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所	販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所	販売場所	
札幌市	敷地内全面禁煙 2019.1.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.1.	なし	敷地内全面禁煙 2019.1.	なし	敷地内全面禁煙 2019.1.	なし	敷地内全面禁煙 2019.1.	なし	敷地内全面禁煙 2019.1.	
青森市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2013.4.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	建物内全面禁煙	なし	建物内全面禁煙	
盛岡市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度 2019.7.	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	
仙台市	建物内全面禁煙 2015.4.	入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2020.11.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	建物内全面禁煙 2015.4.	未検討	
秋田市	建物内全面禁煙	隣接しない喫煙コーナー1	2019年7月に敷地内全面禁煙後、屋外喫煙場所再設置	自肃・節度ある喫煙 2018.9.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
山形市	建物内全面禁煙 2005.4.	喫煙室1 屋上1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2005.4.	売店	未検討	建物内全面禁煙 2012.9.	未検討	建物内全面禁煙 2012.9.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2005.4.
福島市	敷地内全面禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5.	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2011.1.	未検討	
水戸市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	度ある喫煙 2014.12.	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙	未検討	
宇都宮市	建物内全面禁煙 2012.4.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.6.	自動販売機	管理権限なし	建物内全面禁煙 2012.4.	未検討	建物内全面禁煙 2012.4.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	
前橋市	敷地内全面禁煙 2019.6.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2013.4.	売店	検討中	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	建物内全面禁煙 2010.	未検討	
さいたま市	建物内全面禁煙 2019.4.	入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2005.12.	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2020.3.	未検討	建物専用屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
千葉市	敷地内全面禁煙 2018.4.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2004.4.	なし	敷地内全面禁煙 2018.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2018.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	
横浜市	敷地内全面禁煙 2020.5.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.2.	なし	敷地内全面禁煙 2020.5.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.5.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.7.	
新潟市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2008.4.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	
富山市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2005.8.	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
金沢市	建物内全面禁煙 2019.7.	入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	自動販売機	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
福井市	建物内全面禁煙 2019.7.	屋上1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし	喫煙場所を残す	喫煙室	未検討	喫煙室	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
甲府市	建物内全面禁煙 2004.10.	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.7.	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2004.10.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	
長野市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2004.1.	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
岐阜市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2016.6.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	
静岡市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2012.6.	なし	建物内全面禁煙 2019.4.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	
名古屋市	建物内全面禁煙 2013.4.	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2013.4.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2013.4.	未検討	
津市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	自動販売機	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
大津市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2015.4.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	
京都市	建物内全面禁煙 2011.8.	屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2020.12.	なし	建物内全面禁煙 2011.8.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2017.12.	未検討	建物内全面禁煙 2017.12.	
大阪市	敷地内全面禁煙 2010.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2012.6.	未検討	敷地内全面禁煙 2012.6.	未検討	建物内全面禁煙 2010.10.	未検討	
神戸市	敷地内全面禁煙 2011.5.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5.	なし	敷地内全面禁煙 2011.5.	未検討	敷地内全面禁煙 2011.5.	未検討	建物内全面禁煙 2011.5.	未検討	建物内全面禁煙 2011.5.	
奈良市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2014.10.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	
和歌山市	建物内全面禁煙	喫煙室1	2019年7月に敷地内全面禁煙、2021年1月に屋外喫煙場所再設置	規定ないが、喫煙のための相談は職務専念義務違反にあたる	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	議会専用屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
鳥取市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.4.	コンビニ	管理権限なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	
松江市	敷地内全面禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2020.7.	なし	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2020.7.	
岡山市	建物内全面禁煙 2019.7.	屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2008.5.	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
広島市	建物内全面禁煙 2008.9.	屋上1	屋外喫煙場所設置	度ある喫煙 2007.3.	なし	建物内全面禁煙 2020.4.	未検討	議会専用屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	
山口市	建物内全面禁煙 2011.4.	隣接しない喫煙コーナー1	敷地内全面禁煙検討中	規定なし	なし	建物内全面禁煙 2011.4.	未検討	建物内全面禁煙 2011.4.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	
徳島市	建物内全面禁煙 2018.4.	入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	規定なし(勤務中に喫煙できない)	なし	建物内全面禁煙 2018.4.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2018.4.	未検討	建物内全面禁煙 2018.4.	
高松市	建物内全面禁煙 2019.4.	隣接しない喫煙コーナー1(コロナの影響で一時的閉鎖)テラス・ペランダ3	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙	売店	未検討	建物内全面禁煙 2019.4.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2015.4.	未検討	
松山市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	建物内全面禁煙 2014.4.	未検討	
高知市	建物内全面禁煙 2019.7.	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	販売継続	建物内全面禁煙 2020.1.	未検討	建物内全面禁煙 2020.1.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
福岡市	建物内全面禁煙 2018.2.	喫煙室2 出入口近傍喫煙コーナー3(コロナの影響で一時的閉鎖)屋上2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2018.2.	なし	建物内全面禁煙 2018.2.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2018.2.	未検討	建物内全面禁煙 2018.2.	
佐賀市	建物内全面禁煙 2019.7.	入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	自動販売機	未検討	喫煙場所を残す	喫煙室	未検討	喫煙室	未検討	建物内全面禁煙 2000.4.	
長崎市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2000.4.	売店	管理権限なし	喫煙場所を残す	喫煙室	未検討	喫煙室	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	
熊本市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	売店	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.	未検討	
大分市	建物内全面禁煙 2004.4.	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	販売継続	喫煙場所を残す	喫煙室	未検討	喫煙室	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	
宮崎市	建物内全面禁煙 2011.4.	隣接しない喫煙コーナー2 テラス・ペランダ4 屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	なし	建物内全面禁煙 2011.4.	未検討	建物内全面禁煙 2011.4.	未検討	建物内全面禁煙 2011.4.	未検討	建物内全面禁煙 2011.4.	
鹿児島市	建物内全面禁煙 2010.9.	隣接している喫煙コーナー3(うち出入口近傍2)	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙	売店	未検討	建物内全面禁煙 2010.9.	未検討	建物内全面禁煙 2010.9.	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	
那覇市	建物内全面禁煙 2003.6.	屋上1(コロナの影響で一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.7.	売店	管理権限なし	建物内全面禁煙 2013.1.	未検討	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	未検討	

青文字:昨年度より数が減少した  
赤文字:昨年度より数が増加した

## 資料2-③. 23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

\*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	敷地内全面禁煙(決定)	タバコの販売	禁煙実施状況	喫煙場所	禁煙実施状況
敷地内全面禁煙(決定)	勤務中の喫煙	販売場所	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)
建物内全面禁煙	勤務時間中禁煙	販売中止予定	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙
建物内全面禁煙化決定	なし		建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙化決定
検討中	中止決定		建物内全面禁煙化決定	会議室のみ	建物内全面禁煙化決定
未検討	未検討		未検討	未検討	未検討
喫煙場所を残す	喫煙室		喫煙室	喫煙室	検討中
	喫煙場所を残す	喫煙室	喫煙室	喫煙室	喫煙場所を残す
		管理権限なし			

問1	問2	問3	問4		問5		問3-1		問3-2		問6	
			23特別区:一般庁舎		勤務中の喫煙禁止		タバコの販売		議会棟・フロア			
			禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)	販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所	禁煙実施状況	喫煙場所		
千代田区	建物内全面禁煙 2017.12.	テラス・ペランダ1	敷地内全面禁煙の検討		勤務中の喫煙	タバコの販売	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)		
中央区	建物内全面禁煙	屋上1	敷地内全面禁煙(決定)	勤務時間中禁煙	なし	販売場所	販売中止予定	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙		
港区	敷地内全面禁煙 2016.4.	なし	敷地内全面禁煙	中止決定	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	会議室のみ	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定		
新宿区	建物内全面禁煙 2019.7.	出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2017.12.	なし			建物内全面禁煙 2017.12.				
文京区	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接した喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	規定期間中禁煙 2020年4月屋外喫煙場所再設置	なし			敷地内全面禁煙 2019.7.				
台東区	建物内全面禁煙 2019.7.	出入口近傍喫煙コーナー1	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.4.	なし			敷地内全面禁煙 2016.4.				
墨田区	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙	喫煙室	販売	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			
江東区	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	コンビニ	販売	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			
品川区	建物内全面禁煙 2019.4.	隣接しない喫煙コーナー2 屋上1廃止	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし			敷地内全面禁煙 2019.7.				
目黒区	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.6.	自動販売機	販売	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			
大田区	建物内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし			建物内全面禁煙 2019.3.	議会専用屋外喫煙場所			
世田谷区	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙	喫煙室	販売	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.				
渋谷区	建物内全面禁煙 2019.9.	なし	敷地内全面禁煙	規定なし	コンビニ	販売	管理権限なし	敷地内全面禁煙 2019.9.				
中野区	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.4.	コンビニ	販売	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.4.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			
杉並区	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし			建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			
豊島区	敷地内全面禁煙 2015.5.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2011.5.	なし			敷地内全面禁煙 2015.5.				
北区	建物内全面禁煙 2004.6	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2008.11.	なし			敷地内全面禁煙 2019.7.				
荒川区	敷地内全面禁煙 2019.7.	近隣所有地にトレーラー型喫煙室1	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.6.	なし			敷地内全面禁煙 2012.3.				
板橋区	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2019.7.	なし			敷地内全面禁煙 2019.7.				
練馬区	建物内全面禁煙 2019.7.	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	自肃・節度ある喫煙 2012.4.	販売	検討中	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			
足立区	建物内全面禁煙 2012.4.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2012.4.	なし			建物内全面禁煙 2012.4.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			
葛飾区	敷地内全面禁煙 2020.11.	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1 (コロナの影響ですべて永久閉鎖)	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2016.4.	なし			敷地内全面禁煙 2019.7.				
江戸川区	建物内全面禁煙 2019.7.	出入口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2015.4.	なし			建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所			

青文字:昨年度より数が減少した

赤文字:昨年度より数が増加した

問1	問2	問3	問4		問5		問7-1		問7-2		消防局の現状	
			政令市:一般庁舎		勤務中の喫煙禁止		タバコの販売		議会棟・フロア			
			禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)	販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所	禁煙実施状況	喫煙場所		
札幌市	敷地内全面禁煙 2019.1.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.1.	なし		敷地内全面禁煙 2019.1.		敷地内全面禁煙 2019.1.			
仙台市	建物内全面禁煙 2015.4.	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2020.11.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2020.4.		建物内全面禁煙 2015.4.			
さいたま市	建物内全面禁煙 2019.4.	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2005.12.	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2020.3.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.			
千葉市	敷地内全面禁煙 2018.4.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2004.4.	なし		敷地内全面禁煙 2018.4.		敷地内全面禁煙 2020.4.			
横浜市	敷地内全面禁煙 2020.5.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.4.	なし		敷地内全面禁煙 2020.5.		敷地内全面禁煙 2020.7.			
川崎市*	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2019.7.	なし		屋外喫煙場所を残す	喫煙室	建物内全面禁煙 2019.7.			
相模原市*	建物内全面禁煙 2019.7.	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2016.7.	販売	管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.6.			
新潟市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2008.4.	なし		敷地内全面禁煙 2019.7.		敷地内全面禁煙 2019.7.			
静岡市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室2	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2012.6.	なし		建物内全面禁煙 2019.4.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.			
浜松市*	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2011.3.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.		敷地内全面禁煙 2019.7.			
名古屋市	建物内全面禁煙 2013.4.	屋上2	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ	管理権限なし	建物内全面禁煙 2013.4.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2013.4.			
京都市	建物内全面禁煙 2011.8.	屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2020.12.	なし		建物内全面禁煙 2011.8.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2017.12.			
大阪市	敷地内全面禁煙 2010.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2010.10.	コンビニ	未検討	敷地内全面禁煙 2012.6.		敷地内全面禁煙 2010.10.			
堺市*	敷地内全面禁煙 2020.4.	近隣所有地の公用車駐車場に 喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2011.4.	なし		敷地内全面禁煙 2020.4.		敷地内全面禁煙 2020.4.			
神戸市	敷地内全面禁煙 2011.5.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2011.5.	なし		敷地内全面禁煙 2011.5.		建物内全面禁煙 2011.5.			
岡山市	建物内全面禁煙 2019.7.	屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2008.5.	コンビニ	未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.			
広島市	建物内全面禁煙 2008.9.	屋上1	屋外喫煙場所設置	度ある喫煙 2007.3.	なし		建物内全面禁煙 2020.4.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.			
福岡市	建物内全面禁煙 2018.2.	喫煙室2 出入口近傍喫煙コーナー3 (コロナの影響で一時的閉鎖) 屋上2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2018.2.	なし		建物内全面禁煙 2018.2.	本庁舎と共用の屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2018.2.			
北九州市*	建物内全面禁煙 2011.1.	屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2011.1.	販売	管理権限なし	建物内全面禁煙 2011.1.	議会専用屋外喫煙場所	建物内全面禁煙 2019.7.			
熊本市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	販売	未検討	敷地内全面禁煙 2019.7.		敷地内全面禁煙 2019.7.			

青文字:昨年度より数が減少した

赤文字:昨年度より数が増加した

## 資料2-④. 中核市(候補市を含む)の一般庁舎・議会における禁煙実施状況(2022年3月1日時点)

\*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況		敷地内全面禁煙の検討		タバコの販売		禁煙実施状況		喫煙場所		禁煙実施状況	
敷地内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙	勤務時間中禁煙	なし	販売場所	販売中止予定	敷地内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙(決定)	敷地内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙(決定)	建物内全面禁煙(決定)
建物内全面禁煙	建物内全面禁煙化決定	禁煙化決定	中止決定	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定	建物内全面禁煙化決定
検討中	未検討	自肃・節度	喫煙室・喫煙コーナー	喫煙室	検討中	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討
未検討	喫煙場所を残す	規定なし	自動販売機	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討
		屋外喫煙場所設置	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店	喫煙場所を残す	管理権限なし	管理権限なし	管理権限なし	管理権限なし

問1	問2	問3	問4	問5	問3-1	問3-2	問8
	中核市(候補市を含む):一般庁舎		勤務中の喫煙禁止	タバコの販売	議会棟・フロア		消防局の現状
	禁煙実施状況	喫煙場所(屋外)	敷地内全面禁煙の検討	販売場所	販売中止予定	禁煙実施状況	喫煙場所
函館市	建物内全面禁煙 2018.4.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2018.4.	売店→未検討 自動販売機→中止予定 2022.4.	建物内全面禁煙 2018.4.	建物内全面禁煙 2018.4.
旭川市	建物内全面禁煙 2018.4.	喫煙室1	敷地内全面禁煙検討中	勤務時間中禁煙 2018.4.	売店 未検討	建物内全面禁煙 2018.4.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7.
八戸市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	売店廃止2022.1.	敷地内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙 2019.6.
郡山市	敷地内全面禁煙 2017.12.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2017.12.	コンビニ 販売継続	敷地内全面禁煙 2017.12.	敷地内全面禁煙 2017.12.
いわき市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	敷地内全面禁煙 2019.7.
高崎市	建物内全面禁煙 2011.4.	喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2009.9.	売店 自動販売機 未検討	喫煙場所を残す	喫煙室
川越市	建物内全面禁煙	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1(職員専用)	2018年7月に敷地内全面禁煙、 2020年12月に屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙 2019.7.
川口市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1 テラス・ペランダ1 屋上1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙	なし	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7.
越谷市	建物内全面禁煙 2019.7.	喫煙室1 テラス・ペランダ2廃止	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙 2021.4.	建物内全面禁煙 2019.7.
船橋市	建物内全面禁煙 2013.10.	喫煙室1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2013.10.	コンビニ 管理権限なし	建物内全面禁煙 2013.10.	建物内全面禁煙 2013.10.
柏市	敷地内全面禁煙 2010.5.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2009.4.	なし	敷地内全面禁煙 2010.5.	敷地内全面禁煙 2010.5.
八王子市	建物内全面禁煙 2003.5.	隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ペランダ1	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2011.4.	売店 未検討	建物内全面禁煙 2003.5.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 消防局なし
横須賀市	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	コンビニ 管理権限なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙 2019.7.
豊橋市	敷地内全面禁煙 2019.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.4.	なし	敷地内全面禁煙 2019.4.	敷地内全面禁煙 2019.4.
岡崎市	建物内全面禁煙 2011.4.	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2010.10.	コンビニ 管理権限なし	建物内全面禁煙 2011.4.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2011.4.
豊田市	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2019.7.	コンビニ 管理権限なし	喫煙場所を残す予定	喫煙室
豊中市	敷地内全面禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙 2020.4.	敷地内全面禁煙 2020.4.
高槻市	敷地内全面禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙	規定なし	売店 未検討	敷地内全面禁煙 2020.8.	敷地内全面禁煙 2020.4.
枚方市	敷地内全面禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.1.	なし	敷地内全面禁煙 2020.4.	敷地内全面禁煙 2020.4.
八尾市	敷地内全面禁煙 2016.6.	なし	敷地内全面禁煙	規定なし (勤務中に喫煙できない)	なし	敷地内全面禁煙 2016.6.	敷地内全面禁煙 2018.4.
寝屋川市	敷地内全面禁煙 2020.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.4.	なし	敷地内全面禁煙 2020.4.	建物内全面禁煙 2019.7. (屋外喫煙場所は、夜間のみ使用可能)
東大阪市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙	コンビニ 管理権限なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	敷地内全面禁煙 2019.7.
姫路市	建物内全面禁煙 2012.10.	隣接しない喫煙コーナー1廃止 出口近傍喫煙コーナー3、 テラス・ペランダ1廃止、屋上2	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.9.	売店 管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.9.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2013.4.
尼崎市	建物内全面禁煙 2006.7.	喫煙室1廃止 出口近傍喫煙コーナー1	屋外喫煙場所設置	勤務時間中禁煙 2016.7.	コンビニ 未検討	建物内全面禁煙 2011.4.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2011.4.
明石市	敷地内全面禁煙 2020.12.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2013.9.	コンビニ 未検討	敷地内全面禁煙 2020.12.	建物内全面禁煙 2013.4.
西宮市	建物内全面禁煙 2019.7.	なし (コロナの影響ですべて一時的閉鎖)	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.6.	なし	建物内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙 2019.7.
倉敷市	建物内全面禁煙 2019.7.	テラス・ペランダ1 屋上2	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.11.	売店 未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7.
呉市	建物内全面禁煙 2019.7.	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	コンビニ 管理権限なし	建物内全面禁煙 2019.7.	議会専用屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7.
福山市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	自肃・節度ある喫煙 2017.7.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	敷地内全面禁煙 2019.7.
下関市	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1 屋上1	敷地内全面禁煙未検討	規定なし	なし	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7.
久留米市	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ペランダ2	屋外喫煙場所設置	規定なし	売店 販売継続	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7.
佐世保市	建物内全面禁煙 2019.7.	隣接しない喫煙コーナー2	屋外喫煙場所設置	自肃・節度ある喫煙 2019.7.	売店 未検討	建物内全面禁煙 2019.7.	本庁舎と共に屋外喫煙場所 建物内全面禁煙 2019.7.
つくば市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	建物内全面禁煙 2019.7.
藤沢市	敷地内全面禁煙 2018.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2018.4.	なし	敷地内全面禁煙 2018.4.	敷地内全面禁煙 2018.1.
松本市	敷地内全面禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2013.10.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	敷地内全面禁煙 2019.7.
一宮市	建物内全面禁煙 2019.7.	屋上1	屋外喫煙場所設置	規定なし	なし	喫煙場所を残す	喫煙室
四日市市	敷地内全面禁煙 2019.7.	近隣所有地の 喫煙室・喫煙コーナー1	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2019.7.	なし	敷地内全面禁煙 2019.7.	敷地内全面禁煙 2019.7.
吹田市	敷地内全面禁煙 2009.4.	なし	敷地内全面禁煙	勤務時間中禁煙 2009.4.	なし	敷地内全面禁煙 2009.4.	敷地内全面禁煙 2020.4.

青文字: 昨年度より数が減少した

赤文字: 昨年度より数が増加した

令和2年以降に施行された各自治体の受動喫煙防止条例一部を紹介します。

### 資料3-① 福島県「ふくしま受動喫煙防止条例」(令和3年4月1日施行)

#### ふくしま受動喫煙防止条例の概要

##### 目的

この条例は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下法という）に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者や事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

##### 責務

###### ○県

- ・受動喫煙に関する知識の普及啓発
- ・受動喫煙を防止するための環境整備に関する施策の策定・実施

###### ○県民等

- ・ライフサイクルの各段階を通じた受動喫煙の防止、健康影響の理解
- ・保護者等は、子どもの受動喫煙による悪影響を未然に防ぐよう努める。

###### ○事業者

- ・事業活動における受動喫煙が発生しないよう努める。

###### ○管理権原者

- ・飲食店等で喫煙室を設けない場合、その旨を表示するよう努める。
- ・学校、児童福祉施設等、子どもが主として利用する施設は特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める。

##### 受動喫煙防止対策

###### ○子ども、妊婦等への配慮

- ・喫煙をする人は、家庭等の子ども、妊婦等が利用している場所や同室の空間及び同乗している車内で喫煙しないよう努める。

- ・喫煙をする人は、たばこを消した後に残留するたばこの臭気、その他の残留物に関して、子ども、妊婦等へ配慮するよう努める。

###### ○路上等における受動喫煙の防止

- ・喫煙をする人は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用している施設の周辺の路上、通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努める。

- ・公園及び児童遊園の管理権原者や利用者は、受動喫煙により健康を損なう可能性の高い利用者への受動喫煙防止に努める。

#### ふくしま受動喫煙防止条例の概要

##### 健康増進法との比較

施設・区域等の類型		健康増進法	ふくしま受動喫煙防止条例（案）
第一種施設	学校、児童福祉施設等	原則敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所を設置可能)	特定屋外喫煙場所を設けないように努める。
	病院、行政機関の庁舎		法に準拠
第二種施設	飲食店・喫茶店等	屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室設置可能) ・20歳未満のものを喫煙室内に立ち入らせてはならない。	法に準拠
		喫煙標識の掲示 ・喫煙室の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示しなければならない。	法に準拠
	禁煙標識の掲示	規定なし	主たる出入口の見えやすい箇所に喫煙をすることができる場所がないことを記載した標識を掲示するよう努める。
家庭等			子どもや妊婦等と同室の空間等で喫煙しないように努める。
自動車の車内			子どもや妊婦等と同乗している車内で喫煙しないように努める。
路上等		望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。	学校、児童福祉施設等の周辺の路上や通学時間帯の通学路で喫煙しないように努める。
公園、児童遊園			子どもや妊婦等の受動喫煙の防止に努める。
その他		規定なし	たばこの臭気やその他の残留物に関して、子どもや妊婦等への配慮に努める。

引用元：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/fukusimajyudoukituenjourei.html>



## 第2章

# 福島市の受動喫煙防止対策の目指す姿

令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法をもとに、福島市では令和2年7月1日に「福島市受動喫煙防止条例」を施行し、望まない受動喫煙を防ぐための取り組みを進めています。

## 改正健康増進法のポイント

### ① 「屋内」は原則禁煙

屋内及び屋外であっても喫煙を行う場合は、周囲の状況に配慮することが必要です。

### ② 20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止

たとえ、飲食店の従業員であっても立ち入れません。飲食店等を利用する際、保護者同伴であっても20歳未満の方は立ち入り禁止の喫煙エリアに入らないよう注意を!

### ③ 標識の掲示を義務化

屋内は原則禁煙。条件を満たせば喫煙室を設置することが可能ですが、喫煙室には標識掲示が義務となります。

改正健康増進法の詳細はこちらへ

厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙」



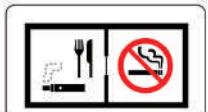
＼喫煙は、マナーからルールへ／



このマークがある  
方だけは  
20歳未満  
立入禁止！

お店を利用するときに、  
入り口などでチェックしてみよう！

この標識が  
目印です！  
【標識の一例】



## 福島市受動喫煙防止条例のポイント

### ① 福島市の公共施設における受動喫煙防止対策

市が設置又は管理する公共施設は原則敷地内禁煙となります（公用車含む。）一部取り扱いが異なる施設がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

福島市受動喫煙  
防止条例の  
詳細はこちらへ



### ② 福島駅周辺の受動喫煙防止重点区域

- 区域内は路上喫煙禁止（令和2年10月1日から）。
- 喫煙をする場合は、指定喫煙所でのみ喫煙可能です。
- 受動喫煙防止指導員が見まわり、喫煙の中止を指導します。  
指導に従わない場合は、2,000円の過料が生じます（令和3年3月1日から）。

【条例に関するお問い合わせは下記まで】

福島市保健所 健康推進課 電話024-597-8616



③

引用元：<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/hoken-kenkou-zoushin/tabaco/zyudoukituenboushizyourei.html>

# 子どもをたばこの煙から守りましょう



## 山形市 子どもの受動喫煙防止条例

令和3年  
3月1日施行



＼こんな場面は注意が必要です／

換気扇・空気清浄機があるから大丈夫と思っていませんか？	ベランダや庭で吸えば大丈夫と思っていませんか？	屋外で吸えばどこでも大丈夫と思っていませんか。
換気扇の下で喫煙してもたばこの害を排除することはできません。 また、空気清浄機も、たばこの煙を除去することはできません。	サッシや窓の隙間から室内に煙が流れ込む他、喫煙後室内に戻ってから吐く息にも、有害物質が含まれています。	たばこの煙は広範囲に広がるため、屋外でも受動喫煙を感じさせてしまうことがあります。学校周辺や、子どもの行事の会場周辺などの喫煙は周囲の状況に配慮が必要です。

望まない受動喫煙を防止するためご協力ください！

**【お問合せ】**  
山形市健康医療部健康増進課 健康増進係  
電話 023-616-7271

子どもの受動喫煙に関するアンケート調査の結果はこちらから▶▶▶



山形市 子どもの受動喫煙防止対策について 検索

子どもの心身の健やかな成長のために…



## なぜ子どもの受動喫煙防止対策が必要なの?

子どもは、自分でたばこを吸うことは普通ありません。しかし、屋外や家庭など、子どもの近くで喫煙することによって生じたたばこの煙を、受動的に吸ってしまうことが、子どもたちにとって大きな問題となっています。子どもは、自分の意思で受動喫煙を避けることが困難です。全ての子どもが、安心して健康に暮らせるよう、どんな場所であっても子どもに受動喫煙をさせることのないようにするために条例が制定されました。

### 条例のポイント

1. 子どもが周囲にいる場所では、喫煙をしないよう努めなければなりません。

- 子どもが同乗している車内
- 子どもが遊んでいる公園、児童遊園等
- 学校や保育所等、小児科等の病院又は診療所その他これらに準ずるもの周辺路上



2. 家庭等において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければなりません。

- 受動喫煙を避けることが困難な施設等へ子どもを立ち入らせない

3. 事業者等の責務として、子どもの受動喫煙の防止に努めなければなりません。

- 使用又は管理する施設において、受動喫煙防止対策を実施
- 市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策への協力



4. 市は、子どもを受動喫煙から守るための施策を推進します。

- 子どもの受動喫煙防止対策を推進するための環境の整備
- 受動喫煙の有害性などの知識・意識の啓発
- 学校教育、社会教育などの場において、受動喫煙防止などに関する教育を実施

### 条例に関するQ&A

**Q1** 子どもが近くにいなければ、喫煙しても良いですか?

**A1** 煙は広範囲に広がるため、屋外でも受動喫煙を生じさせてしまうことがあります。特に子どもが多く利用する公園や学校等の周辺で喫煙をする際は、配慮が必要です。

**Q2** 公園等の屋外に灰皿が置いてある場所では喫煙しても良いですか?

**A2** 子どもが周囲にいないう場合は喫煙可能ですが、望まない受動喫煙を防止するため周囲に人がいる場合は配慮が必要です。

**Q3** 加熱式たばこも対象になりますか?

**A3** 対象になります。  
(加熱式たばこにより吐く息は、見えにくいエアロゾルになっています。)

※エアロゾルとは空中にただよう微細な粒子のこと。

※ 条例全文については、  
山形市ホームページをご覧ください。



引用元：<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kenkofukushi/iryou/1006689/1003496.html>

## 資料3-④ 東京都「三鷹市受動喫煙防止条例」(令和3年4月1日施行)



広報  
MITAKA City  
Information No.1676 | 令和2年 | 2020.10.4

毎月第1・第3日曜日発行  
広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市 / 編集:広報メディア課  
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1  
法人番号:8000020132047

市役所電話(代表)  
0422-45-1151

ホームページ  
<https://www.city.mitaka.lg.jp/>

公式Twitter  
[https://twitter.com/mitaka\\_tokyo](https://twitter.com/mitaka_tokyo)

QRコード

ふたご家庭支援事業を  
ご活用ください ..... 2面

お子さんの予防接種に関する  
お知らせ ..... 3面

マイナンバーカード  
受け取り専用窓口を開設 ..... 4面

市からのお知らせ ..... 11面から

大沢の里水車「しんぐるま」の  
水輪再生にご支援を ..... 12面

今号の紙面から

吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるまちに

# 三鷹市受動喫煙防止条例を 制定しました

テーマは  
思いやりと共存



自分の意思とは関係なくたばこの煙にさらされる「受動喫煙」による健康への悪影響を防ぐため、市では独自に「三鷹市受動喫煙防止条例」を制定しました。

喫煙する人としない人の共存を図りながら、誰もが健康に暮らせる「安全で快適な生活環境」の確保を推進していきます。

※ 同条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。 関 環境政策課内線2525



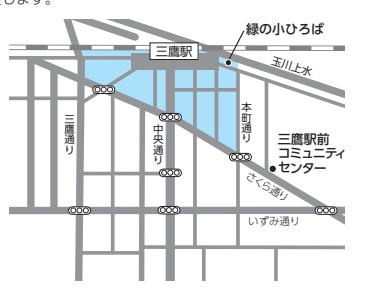
**三鷹市受動喫煙防止条例のポイント**

今年4月1日に施行された国の「改正健康増進法」と都の「東京都受動喫煙防止条例」では、主に屋内での受動喫煙を防止することが定められています。

今回制定した市の条例ではさらに、路上や公園などを含む屋外での受動喫煙防止と、健康への影響が大きい子どもの受動喫煙防止を一層推進することを目指した規制を付加し、令和3年4月1日に施行します。

**三鷹駅前を  
「喫煙マナーアップ区域」に  
指定します**

条例の施行に伴い、まずは人の往来が多い三鷹駅南口の駅前一部を「喫煙マナーアップ区域」(下図)に指定し、受動喫煙の防止をより一層推進します。条例施行後は、区域内を「路上等受動喫煙防止指導員」が巡回し、声掛けと喫煙所の案内をします。また、7月下旬に撤去した開放型の駅前デッキ喫煙所に代わり、受動喫煙対策を講じた閉鎖型の公衆喫煙所を、令和3年1月に駅前の「緑の小ひろば」に設置します。



**新たに喫煙禁止となる場所**

- 市の施設などの敷地内屋外と、施設に隣接する路上
- 市が管理する公園・児童遊園・広場・緑地と、隣接する路上
- 市内の小・中学校、高校と市の児童福祉施設の敷地内屋外と、隣接する路上

**一層の受動喫煙防止が求められる場所**

- 次の場所は喫煙禁止ではありませんが、受動喫煙の防止に一層の配慮や意識向上が求められます。
- 小・中学校、高校の通学路
- 三鷹駅前の「喫煙マナーアップ区域」(右記)

**よくある質問と回答**

**Q. たばこを吸う人はどうすればいいの?**

**A.** たばこを吸う際はこれまで以上に周囲の状況に配慮しましょう。市では、喫煙マナーアップ区域に受動喫煙防止対策を講じた「特定喫煙所」を配置するなど、適切な対策を行います。

**Q. 加熱式たばこの取り扱いは?**

**A.** 加熱式たばこについては厚生労働省の知見に基づき、現時点では紙巻きたばこと同様に規制対象とします。

**Q. 最初から市域全体を喫煙マナーアップ区域にすれば?**

**A.** まずは三鷹駅南口の喫煙マナーアップ区域で喫煙者のマナーを見極め、成果が見られない場合は喫煙マナーアップ区域の拡大や喫煙禁止区域の指定も含め今後の対応を検討します。

**説明会を開催します**

同条例と閉鎖型公衆喫煙所の設置に関する説明会です。

日 10月11日(日)午前11時～正午、午後2時～3時、16日(金)午前11時～正午、午後2時～3時、7時～8時  
人 各回20人  
所 三鷹駅前コミュニティセンター(上記地図参照)  
申 必要事項(11面参照)を同課内線2525・ kankyo@city.mitaka.lg.jpへ(先着制)

市外局番「0422」は省略。主催者 日時・期間 対象・定員 場所・会場 講師 費用 持ち物 申込方法 問い合わせ 保育 保育あり 手話(要約筆記)あり

引用元 : [https://www.city.mitaka.lg.jp/c\\_service/088/088650.html](https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/088/088650.html)

## 資料3-⑤ 東京都「清瀬市受動喫煙防止条例」(令和3年4月1日施行)

令和3年4月1日施行 清瀬市受動喫煙防止条例  
受動喫煙から、大切な人・家族・自分自身を守りましょう。 STOP 受動喫煙  
◎清瀬市



4月1日より

# 清瀬市受動喫煙防止条例を施行します



受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。この条例は、喫煙及び受動喫煙による健康への被害を未然に防止し、次代を担う子どもたちをはじめ市民の皆さまの健康増進を図ることを目的として、令和3年4月1日(木)より施行します。引き続き、受動喫煙防止へのご協力をお願いします(加熱式たばこ等も含みます)。健康推進課成人保健係☎042-497-2076

**ポイント1**  
**子どもの受動喫煙防止**  
市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止します。2月中旬より、子どもの施設のフェンスなどに看板を設置し、パトロールを開始します。

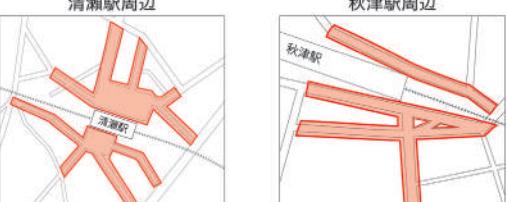


【受動喫煙が子どもに与える影響】  
乳幼児突然死症候群(SIDS)\*、喘息の既往\*、喘息の発症・重症化、中耳の病気、う蝕(虫歯)、学童期の咳・痰・喘鳴・息切れなど。「※」は、因果関係を推定する証拠が十分(確実)。  
参考:厚生労働省e-ヘルスネット

**ポイント2**  
**公共施設における喫煙の制限**  
市役所庁舎・学校・児童福祉施設、公園や広場、その他市の公共施設の敷地内は禁煙です。なお、個々の施設の構造や利用形態等により、受動喫煙が生じる恐れが低いなどの場合は、除外することができます。



**ポイント3**  
**受動喫煙防止重点地区の指定**  
清瀬駅及び秋津駅周辺は、現在「特定分煙強化地区」として定められていますが、4月1日からは同区域を「受動喫煙防止重点地区」と定め、引き続き終日喫煙を禁止します。また現在、駅前のパトロールを実施しています。



重点地区内の指定喫煙所については存続、撤去などを含め検討しています(現在、新たに設置する予定はありません)。

**要申込み** 禁煙を希望する市民を応援します

令和2年10月より、禁煙外来治療費助成金交付事業を開始しています。この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。市内在住の20歳以上の方【助成額】医療機関の禁煙外来医療費及び薬剤費の自己負担額のうち2分の1(上限10,000円)直接窓口または電話で健康推進課成人保健係☎042-497-2076へ。

**ポイント4**  
**事業者や市民などが守るべき責務を規定**  
事業者は受動喫煙を避けるための環境整備に取り組むよう、また市民等は受動喫煙を生じさせないよう努めなければなりません。※市民等には、市内に居住し、もしくは滞在する人、市内を通過する人を含みます。

**ごみのポイ捨て・歩行喫煙は引き続き禁止です**  
「清瀬市まちを美しくする条例」により  
公共の場所などにおける歩行中及び自転車等による  
移動中の喫煙、吸い殻・空き缶等のごみのポイ捨て  
は禁止されています

美しい地域を守り続けるためには、一人ひとりの思いやりや心掛け、正しいマナーを守ることが必要です。これからもごみのポイ捨て・歩行喫煙という身近な問題をどのように改善していくのか市民の皆さんと行政が一丸となって市全体の意識を高めていきましょう。  
ごみ減量推進課ごみ減量推進係☎042-493-3750

**加熱式たばこも規制の対象となります**  
たばこ葉などを専用の機器で加熱して、ニコチンなどを含むエアロゾルを発生させて吸引するものを加熱式たばこと言います。加熱式たばこも受動喫煙による健康への影響について注意が必要です(その他電子たばこも一部対象)。



引用元 : <https://www.city.kiyose.lg.jp/kenkouiryouthukushi/kenkousyokuiku/kenkouzukuri/1007694.html>

-17-

46

# 資料3-⑥-1 静岡県「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」

(令和3年7月1日施行)

### 取組の3つの柱

本条例の制定とともに、たばこによる健康への影響から市民を守る取組を進めていきます。

**1 たばこを吸わない人を育てます**

1|家庭や地域において、子どもがたばこに接する機会をなくす。  
2|子どもとその保護者が、たばこについて学ぶ機会を増やす。

主な取組

- 「健康防除講座」を企画・実施する。
- 施設・学校等での「吸煙防止講座」を実施する。
- 母子健康手帳やマタニティ＆赤ちゃんガイドを活用して、母子健康手帳交付時に本人やパートナー等の親権者が母体や胎児に及ぼす影響などに関する講習を行う。

**2 たばこを吸わない習慣を身に付けます**

1|たばこによる健康への影響など、たばこに関する正しい知識の普及を図る。  
2|妊娠者への保健指導等により、禁煙を促す。

主な取組

- 定期的に禁煙相談日を設け、気軽に保健師に相談できる体制を整える。
- ふくい県健康保健室(出張保健センター)や各種検診などの事業の中で、説話や禁煙相談などを実施し、広く正しい知識の普及を図る。

**3 たばこを吸わない人を守ります**

1|子どもと一緒にいる空間で喫煙しないようにする。  
2|施設の禁煙化や分煙対策の徹底を図る。

主な取組

- 20歳未満の子どもがいる家庭、妊娠する女性が吸う「主たる煙」のほか、たばこの先端から発生する「副たる煙」、喫煙者の呼吸によって排出される「呼出煙」があり、この副たる煙と呼出煙が「受動喫煙」の原因になります。
- たばこによる様々な物質が含まれており、喫煙者本人はもちろん、周囲の方々の健康にも影響を及ぼすことが明らかとなっています。(特に、子どもや妊婦は、受動喫煙の影響をより強く受けとされています。)

**「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」を制定しました**

未来を担う子どもと妊娠を守ります

健康寿命の延伸  
まちの健康増進  
市民の健康増進  
喫煙者の減少

たばこによる健康への影響のないまちをめざします！

**なぜ条例を作ったの？**

国や県で受動喫煙防止対策が進められる中、日本一健康文化都市の実現を目指す袋井市では、受動喫煙防止対策に加え、喫煙者の減少をめざすほか、たばこによる健康への影響から、「未来を担う子どもや妊娠」を守ることに重点を置き、更に一步踏み込んだ対策を講じてきました。

今後は、制定した条例に基づき、市、市民、保護者及び事業者との協働により、たばこによる健康への影響のないまちを目指して取り組んでいきます。

**条例の対象となるたばこ**

たばこの定義	製造たばこ
たばこ事業法に規定する 製造たばこ及び製造 たばこ代用品をいいます。	紙巻きたばこ 葉巻たばこ 加熱式たばこ かみ用たばこ 葉巻 パイプたばこ かぎ巻たばこ 製造たばこ代用品 ハーブたばこ等

袋井市総合健康センター健康づくり課健康企画室  
電話: 0538-84-6127 FAX: 0538-42-7276 E-mail: kenkozukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp  
(市 HP)

**市の責務**

たばこによる健康への影響についての理解を深め、市が実施するたばこに関する対策に協力する。また、周囲の喫煙者、その他の喫煙者に協力して、たばこに関する対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

**市民の責務**

たばこによる健康への影響についての理解を深め、市が実施するたばこに関する対策に協力する。また、周囲の喫煙者、その他の喫煙者に協力して、たばこに関する対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めます。

**保護者の責務**

喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生みさせることがないよう、その監視する20歳未満の方の周囲で喫煙しないとともに、その監視する20歳未満の方が喫煙等をしないよう努めます。

**事業者の責務**

事業活動を行うに当たっては、たばこによる健康への影響を生みせさせることのない環境を整備し、たばこによる健康への影響についての理解を深め、市が実施するたばこに関する対策に協力するよう努めます。

**具体的な規制を伴う内容**

**1 20歳未満の方及び妊婦の周囲における喫煙制限**

自宅や車内など、たとえプライベート空間であっても、20歳未満の方及び妊婦の周囲での喫煙を控えましょう。

**2 歩きたばこ等の制限**

20歳未満の方の喫煙等の誘発防止及び妊娠による危険防止のため、市内で歩きたばこ等をしないよう努めましょう。

**3 屋内及び屋外における受動喫煙の防止**

施設の分類ごとに規制を定めていますので、遵守しましょう。

**施設の類型**

1 店舗以下の子どもがいる施設 (保育所(園)、こども園、幼稚園、小学校、高等学年など)	敷地内完全禁煙 喫煙所設置不可 【努力義務】
市町村外施設 第1種施設	聖隸井市民病院
	開業医

**施設の類型**

1 店舗以下の子どもがいる施設 (保育所(園)、こども園、幼稚園、小学校、高等学年など)	敷地内完全禁煙 喫煙所設置不可 【努力義務】
市町村外施設 第2種施設	市役所
	消防署

引用元 : <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/9/1/kenkozukuri/news/8714.html>

## 資料 3-⑥-2 株式会社杏林堂薬局と袋井市連携して「禁煙相談」を始めます

### 資料3

令和4年1月28日

市長定例記者会見資料

総合健康センター健康づくり課

## たばこによる健康への影響のないまちを目指して 株式会社杏林堂薬局×袋井市「禁煙相談」を始めます

●袋井市では、昨年7月に施行した「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」に係る取組の一環として、包括連携協定を締結している株式会社杏林堂薬局と連携し、令和4年2月から毎月1回、「禁煙相談日」を設けることとした。杏林堂薬局の管理栄養士が相談希望者と面談し、それぞれに合った禁煙チャレンジの方法を提案する。

●この相談事業は、本市のたばこに関する取組の3つの柱のうち、「たばこを吸わない習慣を身に付けます」を実践する取組の1つである。

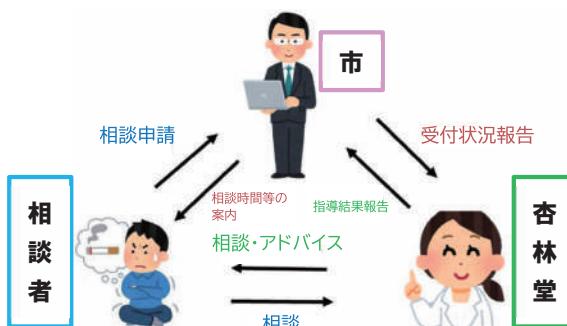
#### 【取組の3つの柱】

- 1 たばこを吸わない人を育てます
- 2 たばこを吸わない習慣を身に付けます
- 3 たばこを吸わない人を守ります



#### 【実施概要】

- 1 開催日 毎月第3土曜日の午前10時から午後1時30分（最終受付：午後1時）  
2 実施期間 令和4年2月～令和5年1月（予定）  
3 会場 杏林堂薬局 袋井下山梨店（下山梨1952-4）  
4 相談時間 1人30分程度  
5 対象者 市内在住または在勤で、禁煙外来を受診されていない方  
6 申込方法 要事前予約。市健康づくり課健康企画室の窓口、電話、ファックス、Eメールで申込。  
7 予約受付 相談希望月の前月1日から前月末日まで  
8 事業の流れ



## 資料 3-⑦ 広島県「東広島市受動喫煙の防止に関する条例」（令和 4 年 4 月 1 日施行）

令和3年12月1日 市長定例記者会見



健康福祉部 医療保健課

電話: 082-420-0936



### 東広島市受動喫煙の防止に関する条例

#### 1 概要

平成 30 年 7 月に健康増進法が改正され、地方公共団体は受動喫煙の防止に必要な環境整備等、総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないこと（第 25 条）が明記されました。特に、子どもや妊産婦等の受動喫煙による健康への悪影響は、次世代にも及ぶと言われています。

そうしたことから、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙の防止に関する施策に関し基本理念を定め、市・市民等・事業者及び施設管理者の責務を明らかにするとともに、健康増進法の実効性を高めることで、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保することを目的に、本市独自の条例を制定します。

#### 2 条例の主な内容

##### （1）市・市民等・事業者・施設管理者が守るべき責務を規定

市、市民等、事業者、施設管理者の責務を明らかにする。

##### （2）子ども、妊産婦等を受動喫煙から守るための施策の推進

受動喫煙による健康への悪影響について、市民等の理解と関心を深めるために必要な教育、広報その他の啓発活動を行うことで、子ども等の健やかな成長に寄与する。

ア 子ども、妊産婦等の受動喫煙の防止の強化

イ 幼少期からのたばこの害に関する知識の普及及び意識の啓発

ウ 市民の健康づくり、受動喫煙防止に対する知識の普及及び意識の啓発

##### （3）受動喫煙防止区域の指定による市民等にやさしいまちづくり

受動喫煙の防止に必要な環境の整備を推進することにより、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保する。

「受動喫煙防止区域」とは

ア 市長が、市民等の健康のため、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認め、指定する区域。

イ 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例第 7 条の規定により、環境美化強化地域として指定する区域。

#### 3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

ただし、第 9 条第 2 項（受動喫煙防止区域）の規定は、同年 5 月 31 日とする。

#### 4 今後の予定

令和 3 年 12 月の第 4 回市議会定例会に条例案を上程

引用元 : <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/material/files/group/10/R31201-shiryou2.pdf>

## 資料 3-⑧ 大阪府「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」

(令和 2 年 10 月 1 日施行)

### 条例のポイント

**1 次の場所での  
喫煙はご遠慮ください**

- 家庭等で子どもが一緒にいる部屋
- 子どもが同乗している自動車の車内
- 公園、ちびっこ老人憩いの広場
- 学校や保育所等の周辺道路、通学路
- その他子どもの周囲



### 条例に関するQ & A

**Q1** 公園や通学路では、子どもがいない時間は喫煙してもいいですか？  
**A1** 時間に問わらず場所に対して制限を設けています。喫煙はご遠慮ください。

**Q2** 加熱式たばこも規制の対象になりますか？  
**A2** 健康増進法の内容等を勘案し、規制の対象としています。

**Q3** 空気清浄機や換気扇を使用すれば、子どもと同室でも喫煙していいですか？  
**A3** 空気清浄機ではたばこの煙に含まれる有害物質を除去できません。また、換気扇を回しても十分な換気にはなりませんので、子どもと同室の空間では喫煙しないようにしてください。

**Q4** 罰則はありますか？  
**A4** 路上喫煙禁止区域内で喫煙をした場合、過料1,000円を科せられる場合があります。

### たばこの新ルールが 始まります



寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例  
令和 2 年 10 月 1 日施行



禁煙の相談窓口は、  
中面を見てね。

**寝屋川市**  
NEYAGAWA CITY

### 路上喫煙禁止区域

京阪寝屋川市駅



京阪香里園駅



**思い立つたらすぐ禁煙！**

～禁煙のメリット～  
禁煙の効果はその日から始まります

禁煙時間	健康改善効果
20分後	血圧と脈拍が正常値まで下がる。
8時間後	血中の酸素濃度が上がる。
48時間後	味覚・嗅覚が改善する。
2週間～3ヶ月後	心臓など循環機能が改善する。
1～9ヶ月後	気道の自浄作用が改善し、感染を起こしにくくなる。
2年後	虚血性心疾患のリスクが低下する。
5年後	肺がんのリスクが低下する。

参考：イギリスたばこ白書(Smoking Kills), 1999/IARCがん予防ハンドブック11巻2007

**美容にも効果があります**  
喫煙による肌への悪影響を軽減し、肌の状態を良くすることができます。

**たばこがやめられない！…それは、ニコチンの依存症という病気だから！**

禁煙の方法には、自力禁煙と禁煙補助薬を利用する方法があります。  
日本禁煙学会  
「禁煙治療に係る情報」  
※最新の情報は各病院へお尋ねください。

禁煙成功の力はあきらめないこと！  
ぜひ、ご相談ください。

寝屋川市保健所健康づくり推進課 ☎072-812-2002

引用元：[https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization\\_list/kenkou/hokensoumu/judoukituentaisaku/1588209710258.html](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kenkou/hokensoumu/judoukituentaisaku/1588209710258.html)

## 令和3年4月1日から 豊中市スマイルクリーン条例がスタートします！

(豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例)

### 条例の目的

屋内の禁煙化により増加する屋外での無秩序な喫煙をなくし、受動喫煙等たばこに関する様々な問題の解決を図ります

### 条例のポイント

1. 市内鉄道8駅周辺を新たに「路上喫煙禁止区域」に指定
2. 公園、屋外競技場は禁煙
3. 駅周辺を中心に、屋外の公衆喫煙所を順次設けます
4. 禁煙したい市民を応援します

「路上喫煙禁止区域」詳しくは裏面をご覧ください

### 条例に関するQ&A

- ①加熱式たばこも規制の対象になりますか？  
⇒健康増進法の内容等を勘案し、規制の対象とします。



- ②罰則はありますか？  
⇒区域内において、喫煙の中止命令を出したにも関わらず、喫煙を中止いただけない場合には、2万円以下の過料を徴収します。
- ③駅周辺、公園等の禁煙エリア以外は、喫煙していいですか？  
⇒受動喫煙等を生じさせないよう周囲の状況に十分配慮してください。

【問合せ先】 豊中市保健所 健康政策課 ☎06-6152-7352





引用元：[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko\\_hokeneisei/kenkouzukuri/tabako/tabacco\\_jyorei\\_2020.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/kenkouzukuri/tabako/tabacco_jyorei_2020.html)

# 「広陵町たまらん煙（受動喫煙）から 健康を守る思いやり条例」を 施行しています。



受動喫煙は健康に影響を与えることが科学的に証明されています。広陵町では、受動喫煙による健康への影響から町民等を守り、吸う人、吸わない人の権利を尊重しながら思いやりのあるたばこ対策を推進するため、本条例を令和 3 年 10 月 1 日から施行しています。

※本条例の全文は、町ホームページでご覧いただけます。

## ●条例の主なポイント



### 1. 小学校・中学校の敷地に隣接する路上が路上喫煙禁止区域※に指定されています。

◆特に受動喫煙の防止を図る必要がある区域として、喫煙を終日禁止します。

◆路上喫煙禁止区域において、喫煙の中止命令に従わなかった場合は、

1,000 円の過料を科します。

→過料は周知啓発期間を設けた後、令和 4 年 4 月 1 日から適用を開始します。

→たばこには、加熱式たばこ、電子たばこも含まれます。



※路上喫煙禁止区域については、裏面記載の地図にてご確認ください。

### 2. 町役場、さわやかホール、学校、診療所、児童福祉施設等については、敷地内禁煙です。



◆これまで国と健康増進法により、これら第一種施設と言われる施設については、敷地内禁煙となっていましたが、より厳しく、敷地内の屋外に喫煙所を設置することも不可とされています。

### 3. 電子たばこを含め、望まない受動喫煙を生じさせないよう努めてください。

◆路上喫煙禁止区域以外においても、望まない受動喫煙から町民等を守るため、

喫煙をする場合は、周囲に配慮するよう努めて下さい。



「受動喫煙」とは・・・自分がたばこを吸っていないなくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことです。またその煙は目に見えないことがあります。どちらの煙にも、身体に悪いことをひきおこす多くのものが含まれており、それを吸い込んだ人にも同じようなことがおこることが研究でわかっています。

### 4. 町民等や事業者が守るべき責務について定められています。

◆町民等や事業者は、広陵町の受動喫煙の防止に関する施策に協力する責務を有します。

※町民等：町内に居住もしくは滞在し、通勤又は通学する人のこと。



## 路上喫煙禁止区域

令和3年10月1日より、  
小中学校の敷地に隣する路  
上が路上喫煙禁止区域とな  
っています。



引用元 : [https://www.town.koryo.nara.jp/contents\\_detail.php?co=kak&frmId=4592](https://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=4592)

このリーフレットは、

令和3年(2021)年度

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）  
受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究（19FA1005）  
の助成により作されました。

#### 引用文献と関連 URL

- 1) 厚生労働省. 健康・医療 受動喫煙対策.  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>  
(最終アクセス：2022年2月20日)
- 2) 厚生労働省. 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf> (最終アクセス：2022年2月20日)
- 3) Yamato H, Mori N, Horie R, et al. Designated smoking areas in streets where outdoor smoking is banned. Kobe J Med Sci. 59(3), E93-E105, 2013.
- 4) Yamato H, Kato T, Jiang Y, et al. Secondhand smoke from veranda Spreading to neighboring households. Journal of UOEH. 42(4), 335-338, 2020.
- 5) なくそう！望まない受動喫煙（厚生労働省）：<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>
- 6) 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン：<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>
- 7) 喫煙対策全般：<http://www.tobacco-control.jp/>  
各種資料、スライド、動画等のダウンロードが出来ます
- 8) 日本禁煙推進医師歯科医師連盟：<http://www.nosmoke-med.org/>

問い合わせ先：

807-8555 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室

ダイヤルイン：093-691-7473、FAX: 093-602-6395

Email : [yamato@med.uoeh-u.ac.jp](mailto:yamato@med.uoeh-u.ac.jp) (大和 浩)

[jiangying@med.uoeh-u.ac.jp](mailto:jiangying@med.uoeh-u.ac.jp) (姜 英)

